

品質管理基準委員会報告書第1号
「監査事務所における品質管理」
の公開草案に対するコメントの概要及び対応について

2022年6月16日
日本公認会計士協会

1. コメントの対象となった公表物の名称及び公表時期

2022年3月23日に公表した以下の公開草案

- ・品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（公開草案）

2. コメント募集期間

2022年3月23日（火）～2022年5月16日（月）

3. 公開草案を踏まえた公表物の公表時期

2022年6月16日（木）

4. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と日本公認会計士協会の対応である。

「コメントの概要」には主なものを記載しているが、以下に記載されていないコメントについても、日本公認会計士協会にて検討を行っている。

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
1	第 13 項	<p>本報告書の公開草案では、第13項において適用日が提案されています。同項における定めは、2021年11月に公表された「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の定めを繰り返す形で記載されていますが、事務所に対する適用関係が必ずしも明確ではありません。</p> <p>このため、適用日の定めに関する具体的な適用について、コメント対応表又は Q&A において理解容易な方法（例：図表を用いて説明する、例示を提供する）で説明することを提案します。</p>	監査法人	<p>本報告書の適用日に関する例示等につきましては、現在作成を検討しております「品質管理基準委員会報告書等に係る Q&A（仮題）」にて別途提示させていただく予定です。</p>	
2	第 16 項	<p>本報告書第16項では、主な用語について定義が定められています。しかし、用語の定義の一部（例：「監査責任者」及び「社員等」／Engagement partner）が ISQM 1 の定義の翻訳になっていないものがあります。</p> <p>これらの定義には日本の制度を踏まえて定められたものですが、こうした場合には</p>	監査法人	<p>項番号への「JP」の付記につきましては国際監査・保証基準審議会 の公表する ISQM 1 において規定された、「本報告書の範囲及び目的」、「要求事項」又は「適用指針」には無いが、日本公認会計士協会が本報告書の起草に当たり追加し、項を新設した規定に関して付す方針としております。</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		「JP」を付けた方が国際基準との相違が明確になると考えられます。この点について、起草方針の明確化を含めて、ご検討ください。		このため、ISQM 1において記載された内容に加えて我が国独自の記載の追加や読み替えを行っている項番号については「JP」を付しておりません。なお、このような対応をした箇所で、わが国独自の要求事項を新設している部分はありません。	
3	第 16 項 (18)	品質リスクの定義として「悪影響」と記載があるが、何が「悪」で何が「良」かの判断は、人の主観頼みになってしまうため、定義の言葉として適切ではないと考えられる。そのため、定義を見直すことが望まれる。	監査法人	ご指摘の点を踏まえ、品質リスクの定義は「①発生可能性及び②個別に又は他のリスクと組み合わせて、一つ又は複数の品質目標の達成を阻害する可能性の双方が合理的に存在するリスク」に修正しました。	○
4	第 16 項 (22)	現状のサービス・プロバイダーの定義では、日本語として不明瞭のため、日本語としてわかりやすい定義を明記する必要がある。 仮に定義を日本語として明瞭にしない場合、何がサービス・プロバイダーに該当するのかが明確にならない可能性があるため、実務で多くの混乱をもたらすと考えら	監査法人	ご指摘の点を踏まえ、サービス・プロバイダーの定義は「品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する、監査事務所の外部の個人又は組織をいう。また、監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はその他形態にかかわらずネットワークに属する組織はサービス・プロバイダー	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		れる。		には含まれない。」と修正しました。 なお、サービス・プロバイダーは「監査に関する品質管理基準」における「外部の業務提供者」と同義である旨も明記しており、定義の内容としては明瞭であるものと考えます。	
5	第 20 項	第 20 項(1)の「品質管理システムに関する最高責任」、同項(2)の「品質管理システムの整備及び運用に関する責任」、第 20-2JP 項の監査事務所の最高責任者が負う「品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任」について、相違があれば、それぞれの違いをご教示下さい。	会員	ご照会の各責任の内容は各項目における記載のとおりですが、第 20 項(1)の「品質管理システムに関する最高責任」、同項(2)の「品質管理システムの整備及び運用に関する責任」は監査事務所の最高責任者以外の者への割り当てが可能であるのに対して「品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任」は監査事務所の最高責任者以外には割り当てができないという意味において違いがあるものと考えられます。 これらの関係についてのより詳細な説明は現在作成を検討しております「品質管理基準委員会報告書等に係る Q&A（仮題）」にて別途提示させていただく予定です	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				す。	
6	第 21 項 (2)	「割り当てられた役割を理解し、当該役割を果たすことについて説明責任を負うこと。」について、理解の対象は、①割当られた役割と②当該役割を果たすことについて説明責任を負うことの 2 つではないでしょうか。もしそうであれば、「割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負うことを理解していること。」としてはいかがでしょうか。	会員	ご指摘を踏まえ、当該箇所を「割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解していること。」と修正しました。	○
7	第 24 項	「監査事務所が必要と考える追加の品質目標を設定しなければならない」と規定されている。法令等又は職業的専門家としての基準により、追加の品質目標を設定しなければならない場合があることは理解しているが、それ以外に監査事務所が任意で「追加の品質目標」と設定しなければいけないケースが明確ではないため、「監査事務所が必要と考える	監査法人	本報告書の記載のとおり、追加の品質目標は第 14 項に記載されている品質管理システムの目的の達成のために、各監査事務所においてそれぞれの実施する業務の内容等に応じ設定するものであるため、一般的に例示できる性質のものではないと考えます。	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		る」とは、どのような場合なのかを例示等を示して明確にすることが望まれる。			
8	第28項	「品質へのコミットメント」という単語を使用しているが、この単語は一般的な用語ではなく、かつ、定義の記載もないため、単語の意味が不明確である。そのため、定義を明確にする必要があると考えられる。	監査法人	コミットメントの意味は、「約束、公約」であり、「品質へのコミットメント」とはより質の高い監査を実施することに対する監査事務所（監査人）の約束という意味で使用しております。	
9	第29項 (2)	サービス・プロバイダーに対して適用される職業倫理に関する規定の具体的な範囲について、ご教示下さいますか。	会員	職業倫理に関する規定がサービス・プロバイダーに対してどのように適用されるかについては、当該サービス・プロバイダーが本会の会員であるか否か、若しくは監査事務所が利用するサービス・プロバイダーが監査手続を実施しているか否か等の個別の状況に応じて異なります。このため、概括的にサービス・プロバイダーに対して適用される具体的な範囲は特定できないものと考えられます。	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
10	第 30 項	<p>契約の新規の締結及び更新について記載されているが、「解除」については、記載されていない。契約の検討には、「解除」も含まれ、かつ、「更新」と「解除」は別の単語であるため、「解除」についても明記することが望まれる。</p>	監査法人	<p>本報告書第 30 項においては、「(契約の)更新を行うかどうか」について適切な判断を監査事務所が行えるような品質目標の設定が求められており、「解除」についても当該箇所に包含されていると考えます。</p> <p>また、本報告書第 34 項(4)に、「契約の新規の締結又は更新の前に監査事務所が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査事務所が契約の新規の締結又は更新の後に知ることとなった場合」に関して、監査事務所は方針又は手続を定める旨が記載されており、このような特定の状況に該当する場合についての契約の解除の取扱いについては、個別に規定されております。</p>	
11	第 31 項 (5)	<p>「事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者」とはだれを指しているのでしょうか。監査基準委員会報告書 220 公開草案の第 37 項では「品質管理活動を実施する者」がありますが、同じでしょうか。</p>	会員	<p>「事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者」とは、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者の指示の下、監査事務所の品質管理システムにおいて必要とされる各活動に携わる者を指します。また、監査基準委員会報告書 220</p>	○ (監基報 220 を 修正)

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				公開草案の第 37 項における「品質管理活動を実施する者」と同義であるため、監査基準委員会報告書 220 公開草案の当該文言を本報告書の表現へ統一するよう修正しました。	
12	第 32 項	<p>各法人が品質目標を適切に定めるためには、テクノロジー資源及び知的資源の定義が明確になっていなければ、定めることは難しい。そのため、テクノロジー資源及び知的資源の定義を明確にするすることが望まれる。</p> <p>A98、A99、A102 項に補足の説明はあるが、これは、定義ではないため、定義を明確にすることが望まれる。</p>	監査法人	知的資源及びテクノロジー資源については本報告書の A98 項～A103 項において具体的な例示を含む記載があるため、品質目標の適切な設定は可能であると判断しております。	
13	第 33 項 (3), (4)	<p>文章の冒頭が「情報は」から始まるが、何の情報かが明確になっていないため、「主語」として適切ではないと考えられる。そのため、主語を明確にすることが望まれる。</p>	監査法人	<p>ご指摘を踏まえ、当該文章の表現を見直しました。</p> <p>(修正前)</p> <p>(3) 監査チームを含む監査事務所全体で以下のように関連性のある信頼性の高い情報の交換がなされること。(A112 項参照)</p>	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				<p>① 情報は専門要員と監査チームに伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。</p> <p>(省 略)</p> <p>(4) 関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。</p> <p>① 情報は監査事務所から監査事務所のネットワーク又はサービス・プロバイダーに対して伝達される。該当がある場合、当該情報は、ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、ネットワークの要求事項若しくはネットワーク・サービス又はそれらによって提供される資源に関する責任を果たすことを可能にする。(A113項参照)</p> <p>② 情報は、法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				<p>場合、又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも伝達される。(A114 項及び A115 項参照)</p> <p>(修正後)</p> <p>(3) 監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報が以下のように交換されること。(A112 項参照)</p> <p>① 専門要員と監査チームに情報が伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。</p> <p>(省 略)</p> <p>(4) 関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。</p> <p>① 監査事務所から監査事務所のネットワーク又はサービス・プロバイダ</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				<p>一に対して情報が伝達される。該当がある場合、当該情報は、ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、ネットワークの要求事項若しくはネットワーク・サービス又はそれらによって提供される資源に関する責任を果たすことを可能にする。(A113 項参照)</p> <p>② 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達される。(A114 項及び A115 項参照)</p>	
14	第 F33-2JP 項	<p>「9. 情報と伝達」における規定として、「監査責任者は、監査チームが監査の実施において、不正リスクに関連して監査事務所内外から監査事務所に寄せられた情報をどのように検討したかについて、監査事務所の方針及び手続に従って監査事務所の適切な部署又は者に書面で報告しなければならな</p>	会員	ご指摘を踏まえ、本項は削除しました。	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		い。」とありますが、かかる規定は監査責任者に対する内容であり、ここで規定される積極的意義は見えない感じがします。また、情報と伝達という範囲で言えば、これ以外にも監査責任者に対する要求事項は存在しているので、網羅的でもありません。 監基報 220ED の第 F39-2JP 項にも同様の規定があるため、そちらでの対応に集約するのが良いのではないかと考えます。			
15	第 F33-2JP 項	「監査事務所に寄せられた情報をどのように検討したか」と規定されているが、「どのように検討したか」だけでは、どこまで報告するかが明瞭ではないため、「監査事務所に寄せられた情報の内容、当該情報に対する検討過程及び結果」等の表現の方が望ましいと考えられる。	監査法人	コメント No14 への対応により、本項は削除しております。 なお、改正監査基準委員会報告書 220 第 F39-2JP 項においても同様の規定がありますが、これは改正前の監査基準委員会報告書 220 第 F22-2 項を踏襲したもので内容の変更はなく、かつその内容は実務において浸透しているものと判断し、従来 of 表現を継続して使用しております。	
16	第 37 項 及び 第 45 項	品質管理基準 「第十 情報と伝達」では、2 において「監査事務所は、監査業務に係る専門要員の関連法令違反、不適切な行為、判	会員	ご指摘の「監査に関する品質管理基準」 「第十 情報と伝達」 2 の規定に関連する本報告書の規定は、コメントにご記載いた	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		<p>断及び意見表明、監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に関して、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。」と規定していますが、品基報1案の「9. 情報と伝達」には、それに直接該当する規定はないものと思われます。</p> <p>関係する規定としては第37項「監査事務所は、モニタリング活動の内容、時期及び範囲を決定する際に、以下の事項を考慮しなければならない。(A139項からA142項参照) 中略 (6) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は監査事務所の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報 (A148項からA150項参照)」や、第45項「監査業務の実施過程で要求される手続が実施されていなかった、又</p>		<p>だいております第37項及び第45項の他にも、例えば第34項(3)、A41項、A121項があります。このことから、「監査に関する品質管理基準」の当該規定はISQM1を超えた日本独自の対応を求めているものではないと理解しております。</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		<p>は不適切な監査報告書が発行されたおそれがあることを発見事項が示唆している場合、監査事務所は以下を含めてその状況に対処しなければならない。(A173 項参照) (1) 関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守するための適切な措置を講じる。(2) 監査報告書が不適切であると考えられる場合、法律家に助言を求めるかどうかの検討を含め、その影響を考慮して適切な措置を講じる。」があるのですが、この部分が品質管理基準における要求をカバーしていると理解して良いでしょうか？</p> <p>品質管理基準の当該規定は ISQM 1 を超えた日本独自の対応を求めているのか否かを明らかにし、求めているのであれば、日本独自に要求している事項を品基報 1 にもより明示的に規定することが望ましいと考えます。</p>			
17	第 53 項	<p>評価について特定の基準日において実施とある一方、A188 項では年度末又はモニタリングの対象期間の終了時点と一致するこ</p>	監査法人	<p>本報告書の A188 項の品質管理システムの評価が行われる時点は、監査事務所の状況により、監査事務所の会計年度末又は年</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		とがあると記載されている。基準日を各法人で自由に決められるのか、基本的には年度末なのかが、不透明のため、原則、基準日は年度末とし、容認として例えば、このような場合には、年度末以外でも可能というように規定するのがわかりやすく、望ましいと考えられる。(現状の記載では、極端な例では、年度初日に評価して終わりということも可能ではないかと考えられる。)		次のモニタリングの対象期間の終了時点と一致する場合もありますが、監査事務所において各監査事務所の状況に応じた特定の基準日を定めることとなります。なお、各監査事務所が基準日を定められるとはいえ、いったん定めた特定の基準日についてはみだりに変更することは想定しておりません。	
18	第 54 項 (3)	<p>「品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していない」と記載されているが、これに該当した場合、監査事務所はどのような対応が必要か明確になっていない(品質管理システムに問題があるのに監査報告書を提出していいのか?外部に報告しなくて良いのか?)。</p> <p>この評価に至った場合に監査事務所はどうするのかを明確にしなければ、この評価にする監査事務所は存在しないのではない</p>	監査法人	<p>本報告書第 54 項において記載されている結論のうち、「品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していない」との結論が下される場合、第 55 項及び A196 項に従って、監査事務所の発行した監査報告書が状況に応じて適切であることを確かめる措置を監査事務所は講じることとなります。</p> <p>この場合における外部への報告は第 55 項(2)、A197 項及び A198 項にて記載してお</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		かと考えられるため、この評価に至った場合にどのような対応が必要かを明確に規定する必要がある。		ります。 なお、「監査に関する品質管理基準」第十情報と伝達 5において「監査事務所は、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保しなければならない。」とされており、第 54 項の結論にかかわらず一定の要件を満たす監査事務所の品質管理システムの評価の詳細は外部への公表を求められることとなりますが、その詳細は別途法令等により規定される予定であると理解しております。	
19	第 61JP 項	<p>第 61JP 項では、監査事務所に対して、監査人の交代（監査事務所間の引継）に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、以下の品質目標を設定することが要求されています。</p> <p>① 後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を遵守すること</p>	監査法人	<p>ご指摘を踏まえ、第 61JP 項の記載を以下のとおり修正しました。</p> <p>61JP. 監査事務所は、監査人の交代に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、以下の品質目標を設定しなければならない。(A207JP 項及び A208JP 項参照)</p> <p>(1)後任の監査事務所に対して監査上の</p>	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		<p>② 前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続を遵守すること</p> <p>通常、統制の整備・運用（方針の整備や定められた手続きの遵守を含む。）は品質目標の達成を脅かす品質リスクへの対応として位置づけられるものと考えられます。しかし、上記の品質目標の提案は、品質リスクへの対応そのものを品質目標として定めている点で適切でないと考えられます。このため、一案として、同項について以下のよう修正することが考えられます。</p> <p>《15JP. 監査事務所間の引継》</p> <p>61JP. 監査事務所は、監査人の交代に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、以下の品質目標を設定しなければならない。（A207JP 項及びA208JP 項参照）</p>		<p>重要事項を伝達すること。</p> <p>(2) 前任の監査事務所に対して監査上の重要事項について問い合わせを実施すること。</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		<p>(1)後任の監査事務所に対して監査上の重要事項を伝達すること。</p> <p>(2)前任の監査事務所に対して監査上の重要事項について問い合わせを実施すること。</p>			
20	第 63JP 項	<p>第 63JP 項では、共同監査を実施する場合には、監査事務所に対して、当該監査業務の品質を合理的に確保するための共同監査に関する方針又は手続を定めなければならない旨を提案されています。</p> <p>この点について、当法人は、方針又は手続（品質リスクへの対応）を定めつつも、別個の品質目標を設定する必要がないとする理由を、コメント対応表又は Q&A において説明することを提案します。</p>	監査法人	<p>本報告書では、監査事務所の品質管理のあり方を定めるうえで、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別・評価し、③品質リスクに対処するための対応をデザインし適用するという「リスク・アプローチ」が採用されていません（本報告書第 8 項参照）。</p> <p>本報告書では、「監査に関する品質管理基準」を踏まえて、共同監査について別個の品質目標は設定されていません。</p> <p>本報告書におけるリスク・アプローチの考え方に従って、例えば、以下のような方法で方針又は手続を定めることが考えられます。</p> <p>①本報告書で示されている品質目標に</p>	

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
				<p>紐づけて品質リスク及び対応（方針や手続の設定を含む。）を定める方法</p> <p>②各監査事務所の性質及び状況を踏まえ、別個に品質目標を追加し、当該品質目標に対する品質リスク及び対応を定める方法</p>	
21	A125 項	<p>「監査事務所の品質管理システムに関する情報を利用する可能性のある外部の者の例」に記載されている4つの項目のうち3つについては「要求することがある」という表現となっています。</p> <p>当該箇所は、国際基準では微妙に異なったニュアンスの表現がなされており、以下理由から日本の基準においても、ニュアンスを含めた表現での対応が良いと考えます（A131 項における表現も同様）。</p> <p>当該規定は、外部の者を識別するための例示の記載であるが、外部の者を識別した後の対応において、外部の者からの要求に対</p>	会員	<p>本報告書の A125 項の例示は、監査事務所の品質管理システムに関する情報を利用する可能性のある外部の者による監査事務所の品質管理システムへの関心の程度が、監査事務所の性質及び状況並びに監査事務所が実施する業務の内容及び状況に応じて異なる場合があることを受けたものです。したがって外部の者を識別した後の監査事務所の対応にまで言及したものではありません。</p> <p>なお、ご指摘にある ISQM 1 原文の表現の差異を検討し、「have requested」は「要求する」、「have indicated a desire for」は「要望する」と表現することとしました。</p>	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		<p>する対応という部分が強調されて伝わる可能性があると思います。</p> <p>それは、例えば、品質管理基準 第十 情報と伝達 4「監査事務所は、必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供について、内容、時期及び形式を含めた方針又は手続を定めなければならない。」という規定など、監査事務所の主体的な対応判断を求めている趣旨とは、違った理解がなされる懸念があると思います。</p>			
22	A139 項	<p>A139項ではモニタリング活動について「日常的監視」と「定期的な検証」に区分して説明していますが、原文は ongoing monitoring activities と periodic monitoring activities であり、モニタリング活動の構成を説明しているため「日常的なモニタリング活動」と「定期的なモニタリング活動」という訳語の方がわかりやすいのではないで</p>	会員	<p>ご指摘の点を踏まえ、monitoring activities は「モニタリング活動」として「検証」と訳し分けることとしました。</p>	○

No	項番号等	コメントの概要	コメント者の属性	対応	本文修正
		しょうか。			

以 上